農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
別表第一（第三条関係）	
（略）	（略）
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）	第二十九条第一項（第八十四条及び第百十一条の二十八において準用する場合（第百十一条の二十八にあっては、第二十九条第一項本文に限る。）を含む。）
（略）	（略）
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）	第十一条（第三十三の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条並びに第三十三条の二第四項及び第五項
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）	第十条の十六
（略）	（略）
輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）	第二十条において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第十条の二第二項、第三十四条の二第一項、第四十条第四項及び第十項（これらの規定を同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十三条の四第二項並びに第五十六条第一項
（略）	（略）
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）	第十二条第二項及び第二十六条
（略）	（略）
遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）	（略）
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）	第三十条
（略）	（略）

改正前	
別表第一（第三条関係）	
（略）	（略）
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）	第二十九条第一項（第八十四条及び第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）	第二十七条第一項、第二項及び第三項並びに第三十三条の二第四項及び第五項
（新設）	（新設）
（略）	（略）
輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）	第二十条において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第十条の二第二項、第三十四条の二第一項、第四十条第四項及び第十項（これらの規定を同法第六十九条において準用する場合を含む。）、同法第四十一条第二項、第五十三条の四第二項並びに第五十六条第一項
（略）	（略）
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）	第二十六条
（略）	（略）
遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）